

2017年1月30日
全国港湾16発第63号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



第9回中央委員会の経過と17春闘の当面の取り組みに関する指示

全国港湾は、1月25～26日にシーパレス日港福(豊橋市)において、中央委員・オブザーバーを含め260人の参加のもとに第9回中央委員会を開催した。中央委員会は、小林中央委員(日港労連)、林中央委員(全倉運)を議長団に選出し、16年秋年末闘争経過案、17春闘方針案、17春闘要求案、及びフェリー確認書の改定要求について審議した。

開会にあたって糸谷中央執行委員長は、独禁法問題を産別で突破して大幅賃上げを勝ち取ること、制度要求では定年制が大きな課題になることを提起し、その際、様々な課題の根底に料金問題があることを指摘した。そして、何よりも、要求の前進には団結し行動することが大事と強調した。

中央委員会の討議においては、20人の中央委員会から、全体として提案された原案に賛成、原案を補強する立場から発言があった。討議の結果、中央委員会は、満場一致で原案を採択した。

以上の第9回中央委員会の結果を踏まえ、17春闘の当面の活動について、以下の通り指示するので、各単組・地区港湾は積極的に取り組むよう指示する。

記

1. 産別ストライキ権の確認について

- (1) 各単組は、2月末までに17港湾春闘要求に関するスト権の全国港湾中央執行委員会への委譲について確認投票を行い、その結果を報告すること。
- (2) 産別スト権については、先の第9回定期大会で確立しているが、17春闘前進の為に全組合員の意思結集を図る意味で徹底を図ることとし、その方法については、各単組に委ねることとする。

2. 当面の取り組みについて

- (1) 17港湾春闘をたたかう体制の確立について
 - ① 各単組は、2月末までに賃上げをはじめとした単組要求を提出するとともに、スト権投票はじめ、17春闘をたたかう体制を整えること。
 - ② 各地区港湾は、春闘討論集会など地区港湾としての意思統一、たたかう体制の確立に取り組むこと。

(2) 地区統一行動について

① 2月13日～24日を地区統一行動旬間とする。

② 各地区港湾は、産別協定順守・法令順守キャンペーン、行政交渉、宣伝行動などの諸行動を積極的に取り組むこと。中央行動の申し入れ案については、現在準備中であり、原案段階で地区港湾に送付するので活用のこと。

③ 各単組は、地区港湾の取り組みが成功するよう縦指示に取り組むこと

(3) 中央行動については、3月15～16日とし、具体的内容が確定し次第動員等の指示を行うので、当面、日程の確保に取り組むこと。

4. 国民的諸課題の取り組みについて

(1) 首都圏アスベスト訴訟支援の署名と集会参加の取り組みについて

別添の通り、首都圏アスベスト訴訟原告団より、アスベスト被害の「国の責任」を追及し、「国としての救済基金の創設」めざし、首都圏の建設労働者が国を相手に訴訟を進めており、3月に山場を迎える事から、この取り組みへの支援を要請された。中央執行委員会は、この取り組みの支援の確認を行った。については、下記の取り組みを進めるよう指示する。なお、詳細については、別途指示する。

① 各単組・地区港湾は、別途指示する要領にもとづき署名に取り組むこと。

② 取り組み方法は、単組を中心に取り組むこととし、地区港湾においては、地区加盟組合を対象として取り組むこととするが、詳細は別途指示する。

③ 各単組及び関係地区港湾は、3月14日に予定されている集会(別添指示)について動員に取り組むこと。動員規模は、東京港湾10名、川港労協3名、全横浜港湾5名の、各単組2名以上とする。なお、各単組は、地区港湾の動員に取り組むに必要な縦指示に取り組むこと。

(2) 日本航空不当解雇撤回闘争の取り組みについて

① 2月16日に開催する支援共闘総会の成功に向けて、各単組は、2名以上の動員に取り組むこと。詳細については、別途指示する。

② 2月28日の本社前宣伝行動について各単組は、2名以上の動員に取り組むこと。

5. 17春闘カンパについて

(1) 各単組、地区港湾は、17春闘第一次カンパとして500円/組合員一人に取り組むこと。なお、全国港湾書記局より、請求書を送付するので対応されたい。

(2) 春闘行動如何によっては、第二次カンパに取り組むが、その判断は中央闘争委員会が行うこととし、必要な場合は別途指示する。

以上